

**改正**

平成5年12月28日告示第49号

平成20年2月19日告示第9号

令和2年1月28日告示第11号

東根市ふれあいバスの設置及び運行管理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、東根市ふれあいバス（以下「ふれあい号」という。）の設置及び運行管理について東根市自動車等管理規則（昭和52年規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 東根市の福祉課及び福祉団体等が、高齢者の介護予防や健康増進を支援する活動を行うため及び市民福祉の増進を図るため、ふれあい号を設置する。

(運行の範囲)

**第3条** ふれあい号は、福祉課及び福祉団体等における、会議、研修、視察等に集団で参加する場合に運行するものとする。

(運行日時及び区域等)

**第4条** ふれあい号の運行日時、運行区域及び運行日数は、次のとおりとする。

- (1) 運行日は、毎週月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から12月31日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）は、運休とする。ただし、福祉課及び福祉団体等が介護予防や福祉活動でふれあい号を利用する場合で、利用日の1カ月以上前に使用申込みのあったときはこの限りでない。
- (2) 運行時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 運行区域は、別表のとおりとする。
- (4) 前3号によりがたい場合は、福祉課長（以下「課長」という。）の承認を得なければならない。

(使用申込み)

**第5条** ふれあい号を使用しようとするときは、使用団体等は使用責任者を定め、使用期日2週間

前までに使用申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ課長に申込みものとする。ただし、緊急を要するとき又は課長が特に認めた場合はこの限りでない。

（使用の承認）

**第6条** 課長は、前条により申込みをうけたときは、内容を審査し、申込者に運行の可否を通知するものとする。

（使用料等）

**第7条** 使用料は無料とする。

- 2 運行に必要な通行料及び駐車料等は、使用者の負担とする。
- 3 宿泊を要する運行の場合、運転に従事する職員の宿泊料（実費相当額）は、使用者の負担とする。

（事故防止）

**第8条** ふれあい号の利用者は、運転に従事する職員の指示にしたがい、事故防止につとめなければならない。

#### 附 則

この要綱は、昭和54年6月20日から施行する。

附 則（平成5年12月28日告示第49号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成6年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 施行日において既に使用申込みがあり、使用の承認を得たものは、この要綱によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年2月19日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年1月28日告示第11号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

運行区域

山形県	全域
宮城県	仙台市 塩竈市 白石市 名取市 角田市

	多賀城市 岩沼市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷市 大衡村 色麻町 涌谷町 美里町
秋田県	湯沢市

様式第1号 (第5条関係)

ふれあい号使用申込書

申込 年 月 日

課長	課長補佐	主査	係長	係員

使用団体名		使用責任者	氏名 TEL	—	—
使用目的			目的地		
使用月日	月 日 ( 曜日)				
行程明細	市役所発 ⇒ ( 時 分)		⇒ 市役所着 ( 時 分)		
搭乗人員 内子供の人数	男 ( 名)	女 ( 名)	合計 ( 名)		